

別記様式（第7条、第9条関係）

令和5年4月3日

生駒市議会議長 吉村善明様

会派名 市民ネット

代表者の氏名 吉波伸治
(会派に所属しない議員にあっては、議員の氏名)

令和4年度政務活動費に係る収支報告書等について

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり
令和4年度政務活動費収支報告書等を提出します。

別紙

令和4年度政務活動費収支報告書

会派名 市目ネット

代表者の氏名 吉波伸治

(会派に所属しない議員にあつては、議員の氏名)

1 収入 政務活動費 270000 円

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費	円	
研修費	円	
広報費	307591 円	「市議会だより」印刷代・新聞折込代
広聴費	円	
要請・陳情活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
人件費	円	
事務所費	円	
合計	307591 円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 0 円

政務活動費領収書台帳

[整理番号]

領収書



整理番号

[/]

日付: 2023年3月01日

領収書番号: R-230228809017

市民ネット 吉波 伸治様



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥141,623-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

[]

ご注文番号	商品概要 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
230228809017-01	(市議会だより「議員定数削減」号) チラシ・フライヤー, B4, 両面カラー, 光沢紙(コート), 標準: 90kg	30,000部	2023年 3月1日	¥128,748
	注文内容:	商品:		¥128,748
	注文合計:			¥128,748
	消費税:			¥12,875
	ご請求合計金額:			¥141,623

[2]

領 収 証

№ 000249

市民ネット 吉波 様

金額

¥165,968※

金額の内消費税 円也

但し 2023/3/19 折込分 折込チラシ 印刷

上記の金額正に領収致しました その他 ()

2023年3月14日

株式会社 朝日オリコミ大阪

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー19階
電話 06(6226)1290(代) FAX 06(6226)1391



整理番号 2

(株) 朝日オリコミ大阪様

下記のように、折込をお願いいたします。

吉波伸治 (〒630-0121 生駒市北大和3-2-7)

記

【1】折込サイズ A3 (両面/折あり)

【2】市議会だより「奈良高山里山」号

【3】折込日時 3月19日

【4】折込の新聞・エリア・部数

(1) 朝日新聞 毎日新聞 読売新聞 産経新聞 日経新聞

(2) 生駒市内全域

(3) 合計 32800部 (これは、23年3月分の部数明細書によるものです)

【5】備考 「32800部」を所定の日時までには納品いたします。

(以上、よろしく申し上げます。)



「生駒市政」の記録：生駒市議会「議員定数削減」

はじめに

今から12年前の10年12月の定例議会に初めて「議員定数削減(以下、定数削減、という)」議案(削減前定数は24)が提出されました。当時、生駒市民の間から「議員の数を減らせ」との声が高まっていた。その背景には、市職員の定員削減等の行財政改革が進行していたことに加え、議会や議員に対する信頼のなさもあったのではないだろうか。

それからちょうど12年後の昨年12月の定例議会にてやっと定数削減(2減)が実現しました。この間、5回にわたって定数削減議案が提出され、6回目にしてやっと可決されたのです。

実は、1回目から6回目までのすべての定数削減議案の採決に参加した議員は、私を含めて3人だけでした。その3人の採決行動の内訳は、6回すべてに賛成1人(吉波)、6回すべてに反対1人、6回目に初めて賛成に転じたのが1人。ドラマティックなものを感じました。

そこで、12年間全体を振り返ってみたいところ、全体においてもドラマティックなもの、というか、ある強い「力」のようなものが流れているように感じました。

この「力」のようなものが何なのかを考察したところ、それは「(現実を動かしていく)定理=真理」ではないかという結論にいたりました。更に、定数削減議案の議決(審査・討論・採決をして決すこと)は、何が「(議員定数についての真理を示す)定理」なのかを問うものであったということに気づきました。

そこで、この「定理=真理」が何で、それがどのようにして生まれ成立・確立してきたのか、ということを中心に「定数削減議案の議決(審査・討論・採決)」の経過を記録しておこうと考えました。それは、定数削減についてだけでなく、様々な案件の議決においても参考になると思ったからです。

では、以下、述べてまいります。

【1】まず、議案の種類の説明

定数削減が議決された6回の議会に提出されたのは、次の3つです。

- ①議員提出議案⇒議員定数の12分の1(生駒市議会では2人)以上で提出できる。
- ②請願による議案⇒紹介議員が1人以上いれば提出できる。
- ③直接請求議案⇒有権者の1/50(本市では22.12現在約1950人)の署名があれば市民が直接議案を提出できる。



ラファエロ「アテナイの学堂」(ウィキペディアより)
<この絵は、知と徳を持って対等・自由に論議することで「正しいものが導き出されるぞわめき」を描き、あるべき議会(論議の場)の姿を指し示しています。>

【2】経過

- (1) 10年12月定例議会<定数削減議案が提出された1回目>
 - A. この回だけは定数と議員報酬の両方の議案が提出され、次の4つについて議決された。
 - ①直接請求案(6減/報酬は30%減)
 - ②直接請求案に対する修正案(4減/報酬は15%減)
 - ③市長提案(報酬のみ12%減)
 - ④市長提案に対する修正案(報酬のみ12.3%減)
 - B. ④のみ反対者なしで可決された(③は④が可決されたので採決なし)。なお、この案は市長提案の月額報酬額が50万円ちょうどとなるように修正する案だった。
 - C. 吉波等2人が提出の②は賛成3/反対17(退席1欠員1欠席1)で否決。①は賛成者なしで否決。
- (2) 11年3月定例議会<同2回目>
吉波等3名の議員提出議案(4減)と吉波等3名紹介議員の請願(削減数記載なし/削減のみ請願)の2つが議決され、共に賛成3で否決
<11年4月 市議選投開票(議員改選)>
- (3) 14年9月定例議会<同3回目>
吉波等4名の議員提出議案(4減)が議決され、賛成5で否決
- (4) 14年12月定例議会<同4回目>
(3)で反対した2名が紹介議員の請願(2減)が議決され、賛成8(紹介議員2/(3)での賛成者5/その他1)で否決。
<15(H27)年4月 市議選投開票(議員改選)>
- (5) 18年9月定例議会<同5回目>
直接請求案(2減)が議決され、賛成7で否決
<19年4月 市議選投開票(議員改選)>
- (6) 22年12月定例議会<同6回目(最終回)>
吉波等11人の議員提出議案(2減)が議決され、賛成16/反対4(欠席1欠員2)で可決された。

【3】定数削減についての「定理(真理)」の成立・確立の過程

を、以下、吉波の発言で示します。

(発言は、趣旨を損ねない範囲で修正している部分もあります。)

- (1) 1回目(の議会)で、定理が模索された。
<修正案の質疑に対する応答より>議員の数は減らしても、その意欲・能力・時間という3つの要素を高めていけば、十分に議会の力は維持できるし、あるいは更に高まっていく。
- (2) 2回目で、定理に近づいた。
<賛成討論より>議会全体の活動は、議員の意欲×議員の能力×資質×活動時間×議員数×工夫といった要素で決まり、議員数が減っても他の要素を高めれば議会の機能は高まる。
- (3) 3回目・4回目で、定理に急接近した。
<3回目の議案説明より>議員定数を削減しながら議会機能を維持、向上させることは可能。議会機能の度合いは、議員に必要な資質がどれだけ、どのように発揮されるかによって決定される。議員に必要な主な資質とは、まず、品性、次に、議会活動に取り組む意欲、行動力、そして良識、つまり、健全な考え方と判断力、そして見識、つまり確かな知識と理解力、そして創造性、つまり、着眼力、構想力、展開力)。議会機能の度合いは、議員の数では決まらない。議員に必要な資質を発揮しない議員が何人いても、議会機能は高まらない。逆に、議員の数が少ない議会であっても、議員に必要な資質を発揮する議員がそろっていれば、その議会の機能は高くなる。
- (4) 5回目で、定理が確立した。
<賛成討論より>議員に必要な資質を発揮しない多くの議員が

らなる議会の力は、議員に必要な資質を発揮する少数の議員からなる議会に及ばない。突き詰めれば、「議会の力＝議員の数×議員に必要な資質の発揮力」という定理が導かれる。強調したいのは、その定理に従うと、議員の数が減っても、これまで以上に議員に必要な資質の発揮力を高めれば、議会の力は維持されるのみならず、これまで以上に高めることができる。定数削減すると議会の力が低下するとの意見も多い。それは、議会の力を低下させてはならないとの心配に起因する意見だが、議員に必要な資質の発揮力を高めればその心配には及ばず、それは杞憂だ。議員に必要な資質とは、1つ品性・品位以下、2つから5つまで(3)のく()内と同じ。今こそ、地方自治法第2条14項が一般職や特別職の地方公務員に命じている「最小の経費で最大の効果」を実現すべく、各議員が議員に必要な資質の発揮力を高める決意を果して、議員定数を削減することが求められている。「最小の経費で最大の効果」という原則は議員定数には適用する必要はないとの主張は、議員に必要な資質である見識が欠けているものといわざるを得ない。

(5) 6回目で、定理(真理)の力が勝利をおさめた。

<賛成討論より>議員定数は減らすべきだ。減らしても議会の力は弱くはならない根拠を述べる。「議会の力＝議員の数×議員に必要な資質の発揮力」という定理がある。この定理に従えば、議員も「最小の経費で最大の効果」を上げることができる。議員に必要な資質とは何か。最も大切なのは品性・品位である。

【4】【3】を見ての考察

(1)「定理」は、「定数を削減すると議会の力が低下する」との削減反対派の意見に対抗する中で成立・確立してきた。

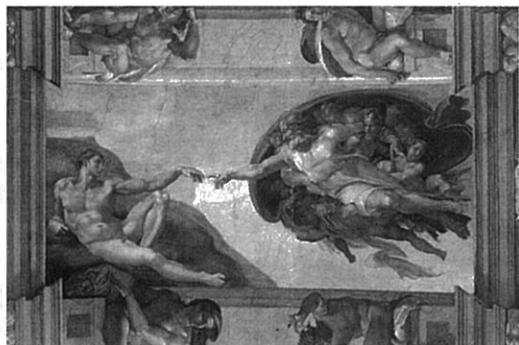
(2)「定理＝真理」が確立されていく、つまり、真理が力を増していくにつれ、反対派の意見は虚無化・無力化していった。

(3)「定理」の成立・確立に大きな役割を果たしたのが、「議員にとって最も大切なのは品性・品位」だとの気づきです。それをもらしたものは、(市長提出議案審議等では禁止の)議員間討議で行なわれるため議員をエキサイトさせる定数削減議案審査のなかで、品性・品位なき行為が少なからずあったことです。例えば、次のようなものです。

①さる定数削減審査をする委員会での、他者をして思わず机を叩いて抗議せしめるようなヘイト(憎しみ)を伴った発言(かかる発言は、他者の尊厳を叩く品性・品位なき行為だ、ということに「無自覚」な行為)。

②<5回目での吉波の賛成討論より引用(趣旨を損ねない範囲で一部修正しています)>3回目での特別委員会審議のとき、私は、削減

すべき理由を8つ挙げました。その中の1つが、「全国で35ある生駒市の類似団体の議会議員定数24名未満を実践している議会が13ありますが、議員定数24名未満でも支障がでてい



ミケランジェロ「アダムの創造」<wikipediaより>
議員は拳を突き付けるのではなく、互いに手を差し伸べる関係でありたい。さすれば、議会の力は強くなる。

は聞きません」というものでした。しかし、その説明に用いた資料は、直近の国勢調査で見直される前の類似団体についてのものと指摘され、誤った資料に基づく理由付けであるとして、議員定数を削減すべき理由説明はできなかつたとされてしまいました。確かに古い資料を使用したことは反省しなければなりません。新しい資料でも1つ前の古い資料でも、複数の生駒市の類似団体の議会では議員定

数24名未満を問題なく実践しており、それをもって議員定数削減すべきとする理由の1つになることには変わりありません。にもかかわらず、悪意なき重大ではない誤りをしたことをもって理由説明をすることができなかつた(ので、定数削減議案は否決されるべきだ)と断じられてしまいました(引用者:かかる行為は、互いの信頼関係を壊すものだ、ということに無自覚な行為)。このような、意見の異なる他議員の悪意なき重大ではない誤りに付け込むがごとき態度を品性・品位がないといいます。議会で討論する目的は、相手を叩くことではなく、意見を交わしてよりよい結論を導くことであり、この場合の品性・品位ある態度とは、「その説明は1つ前の古い資料に基づくものです。ここに新しい資料がありますので、それに基づいて議論をやり直しましょう」と述べることです。かかる品性・品位ある態度が議員相互の信頼関係をつくり、たとえ意見が違っても議員が協力してより良いものを生みだしていこうとする、市民から信頼される議会になっていくと思います。<引用終わり>

「はじめに」で述べた「議会や議員に対する信頼のなさ」の原因は、まさに、議員相互の信頼関係を壊し、市民から信頼される議会づくりを阻んでいる品性・品位なき行為なのです。

③その他(今は選挙前、「無自覚」の例は、最低限にして、それ以上は別の機会にといたします。)

最後に

(1)品性とは人の気持ちや幸せを考える能力であり、品位とは人の気持ちや幸せを考える態度のことです。議員に最も大切なものは、人間としての質(品性・品位がどれだけあるか)です。これが、教養や知識と深い人間理解に裏打ちされれば最強となるでしょう。定数削減の論議は、直接的には削減の是非を問うものでしたが、結局は、議員はいかなる者であるべきかを問うものになりました(「しかるべき議員」が少ない議会は力が弱いのです)。

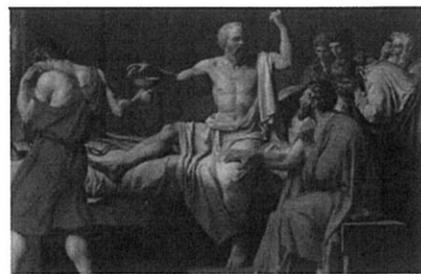
<ポイント>議員の発言は市民や他の議員から共感を得られなければなりません。共感とは、内容についてではなく、そうした存在の震えにこそ向かう。という言葉があります(15.9.19の朝日新聞「折々の言葉」に掲載)。共感を得るには、何を言うかも大切だが、どういう気持ちや態度で言うかがより大切ということです。品性・品位の低い気持ち・態度で発言しても、共感を得られません。(つまり、あんな人のいうことなんか聞く必要がない、と思われたらもうお終いのです。)

(2)「議員の資質向上につながる案は何か?」という質問

①この質問について、6回目の議決での賛成討論で次のように述べました⇒5回目での審議で、「議員の資質向上につながる案は何か?」という質問があり、「最大の方法はしっかりと本を読むということです」と答えました。今なら、斎藤幸平さんのベストセラー「人新世の『資本論』」をじっくりとできれば繰り返して読むことで、コモン(公共財)の保全・拡大こそ人々に幸せをもたらす道であることが理解でき、更に、それを通して、人々に幸せをもたらすものは何なのか、人々に不幸をもたらすものは何なのかを考え認識できる能力も高めることができます。

②この「市議会だより」を書いていて、この質問に対する答えがもう1つ見つかりました。それを記すことで締めくくりの言葉といたします(それは自戒の言葉でもあります)。

自らの品性・品位を高める道は、「無自覚であること」を自覚することです(「無自覚の自覚」)。かのソクラテスも「不知(無自覚の哲学用語)の自覚」(以前は「無知の知」と訳されていましたが、それに必ずしも正確な訳ではないので最近はこのように訳されています)を説きました。しかし彼は、不知(無自覚)であるとの自覚を迫られた人々より逆恨みをされ処刑されてしまい、彼の教えを拒否した(彼を死に追いやった)アテネは数十年後に滅亡しました。ソクラテスの死(前399)から約2400年後の現在も彼の教えは生きています。



「ソクラテスの死」(ダヴィッド作)<wikimedia Commonsより>



市民生き生き、大きな未来！笑顔と希望のあふれる生駒！

市議会だより (2023年3月)

<「奈良高山里山 (第2工区)」号>

発行人：吉波伸治
〒630-0121 生駒市北大和3-2-7
TEL&FAX：0743-84-4355
(この「市議会だより」は、政務活動費を活用して作成・配布しています。)

生駒市議会議員 **よしなみのぶはる (吉波伸治)**

爽さわやかな風の吹き抜ける未来は、もう、一度は忘れ去られた里山の麓ふもとから始まっている。

<藻谷浩介/NHK広島取材班「里山資本主義」より>

上の言葉に励まされて、「市議会だより (2019年3月)」で下記の「提言」をおこなったのが4年前。この提言はまだまだ実現されておりません。一方、この提言を否定するかのような「開発計画」は、16.8~21.8の丸5年、計15回も開催された懇談会・検討会を経て作成され、昨年(22年)、更に一部手直しされて6月、「マスタープラン」という名前で公表され、11月21日の第1回事業推進会議でその実行がスタートしました。

いよいよ生駒市は正念場を迎えました。生駒市の未来を閉ざす、あるいは暗転させることになる「巨大開発」の道をおののまま突き進んでいくのか。爽やかな風の吹き抜ける未来に向かう「里山保全活用」の道を選び直すのか。あくまでも生駒市は、後者の道を選び直すべきだと考え、再度、新しい情報も加えながら「提言」をいたします

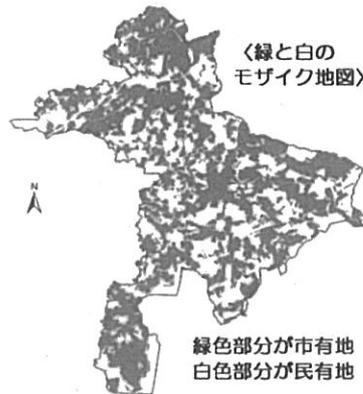
<提言>

奈良高山里山 ~開発名は、学研高山地区第2工区(略称：第2工区)~
開発(自然破壊)型事業ではなく、
社会課題解決型(=里山保全活用)事業を!

~以下、提言の説明~

【1】まず、第2工区について

(1) 第2工区とは



<第2工区>

- ①学研(関西学術研究都市)高山地区第2工区を略して第2工区という。
- ②生駒市の面積の約5%(約288ha)もある「奈良高山里山」と呼ばれる広大な里山。
- ③約23,000人(約7,500戸)が居住するニュータウン計画があったが、その計画は07(H19)年7月に中止された。
- ④4割は民有地、6割はUR(都市機構)の所有地であったが18(H30)年度末までに市に有償移管された。
- ⑤民有地の地権者数は1073人(22.9現在)で、民有地の筆数は2139筆。
- ⑥市有地も2139筆もの民有地もそれぞれモザイク状に点在しており、もし土地区画整理事業をしようとしても実現可能性には疑問符が付く。

(2) これまでの経過

ニュータウン計画が中止になって以来、市はなんとかニュータウン建設以外の開発計画を策定せんとしたが、結局はできなかった。その理由は、①第2工区は、国策である関西学術研究都市構想のなかでニュータウン建設が期待されていた地区であったため、それ以外の用途のために開発する必要性はないため。②1000人以上もの地権者が所有する2139筆もの民有地がモザイク状に点在する地域などニュータウン建設(=単純明快な開発)以外に開発は不可能であること。

一方、市民からは、第2工区開発はやめよ、との声があがり続けた。

こうして、あたら月日が流れる中で、地権者からの「地権者被害」の救済を求める声が一層高まった。そこで、市は、そこから長い年月をかけて、開発計画案の作成を委託したコンサル会社の支援を受けてなんとか「マスタープラン」(開発の基本計画)を作成した。なお、この長い年月、市は地権者以外の市民の意見はまったく聴くことはなかった。

一方、市が「マスタープラン」の作成に呻吟(しんぎん/苦しむこと)していたとき、市民の側は次の2つのことに気づいた。

①開発中止（里山保全）を求めるだけではダメ。里山は活用（手入れして利用）しなければ荒廃するので、活用の仕方

方も示さなければならないこと。

②地権者の多くは生駒市民であり、その訴えである「地権者被害」の救済の道を市民の側も示さなければならないこと。

そして、この2つを同時に実現するものとして「学研高山第2工区のあり方を考える生駒市民の会」（略称：市民の会）が、各地の里山保全活用事例を調査して打ち出したのが、「社会課題解決型（＝里山保全活用）事業」でした。

こうして今生駒市は、「第2工区という里山の未来＝生駒市の未来」について、「開発（自然破壊）」か「保全と活用（自然と人間の共生）」か、の岐路に立つことになったのです。

地権者被害：地権者が、自己の所有地の用益（自己利用したり、それを

用いて収益すること）や処分（売買・貸与して収益すること）をすることができないこと。



里山（第2工区）の開発



里山（第2工区）の保全と活用

【2】「マスタープラン（開発の基本計画）」

(1) 左の図は、マスタープランのイメージ図です。これを見るとマスタープランは、自然（里山）を壊して更地にし、つまり、里山で命をつないできたたくさんの動植物をいなくし、そこに鉄とコンクリートとIT等による「生命の息吹が感じられない都市」をつくるというものだとわかります。このプラン（計画）は、自然を保全し人間が自然と共生・調和して生きていくというポストコロナ社会（コロナ禍経験後の社会）の構築という人類の未来を否定しています。

(2) マスタープランは、〈ロボット、AI、ビッグデータ等の先端技術を活用した超スマート社会への貢献を行なう〉開発を進めるとしています。これは、次のような「警告」を無視した計画です。

〈（以前より発せられてきた）警告〉

- ①「人類の文明の進行は、人々の都市への集中、限りない効率化を目指す技術開発、地球資源の浪費に歯止めをかけられず、そこにIT（情報技術）化、AI（人工知能）化の大波が叩きつけてきた。人間が大切にすべき大地に根ざす感性と思考、そして『ふるさと』への価値観が、どんどん希薄化していく。」<柳田邦男（作家）「深呼吸～ふるさと再考」（毎日新聞 17.11.25）より>
- ②「ITからAIや生物科学へと進展した技術革新は、今日、無条件で人間を幸福にするとは思えない。むしろいかに歯止めをかけるかが問題になりつつある」<佐伯啓思（京大名誉教授）「異論のスミ」（19.1.11／朝日新聞）より>

(3) 危険な内容のマスタープラン（開発の基本計画）

マスタープランは、A4で目次を入れずに92ページで、それに巻末資料を入れると111ページにもなりますが、批判的な眼で検討すると危険な内容を持つものです。それについて、以下、説明いたします。なお、〈 〉内がマスタープランの内容です。また、ここではマスタープランを「プラン」といいます。

A. 〈地区全体の一体的開発は困難であることから、地区全体を9程度の工区（地区）に分割する想定をし、事業リスクを軽減した実現可能な概ねの工区（地区）割りを行なったうえで段階的に開発していくこととする。〉〈当地区のまちづくりは地権者の意向や民間事業者のニーズに応じて段階的に進むことが想定される。また、本マスタープランは時代のニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応した可変的な計画とする。〉

⇒上記の「これまでの経過」で指摘した通り「ニュータウン建設以外の第2工区開発」は「不必要・不可能」なので、それを強行することは大きな事業リスクがある。そのため、プランは、一体化開発は断念して、地区全体を9程度の地区（工区）に分け、できるところから順番に開発していくとしている。これは、一部の地権者を優先し多くの地権者の救済を後回しにするものである。また、慎重に進め、うまくいかない場合は計画変更もするが、それも効果なく事業が失敗した時点で、地権者救済を断念するとともに自信がない計画である。

B. 〈本マスタープランを基本に開発していくが、「個別の地区（工区）の地権者」と、地権者を構成員とする「地権者の会」が募集した「事業アドバイザー（民間企業）」が事業の主体となる。地権者は、事業アドバイザーから意見や意向を聞きつつ概ねの事業範囲を決定し、その対象となる地権者が、個別地区（工区）の「まちづくり協議会」を設立し、まちづくり協議会設立後、個別の地区（工区）の「開発実施計画」を策定し、その中で事業手法も決定し、その手法に従い市など行政機関が助成を行う。ここで、市があらかじめ募集していた「立地等（工場建設等）検討（民間）企

業」は自身が立地を希望する場所、規模などまちづくり協議会へ意向を伝えておく。また、地権者による事業推進においては、必要に応じて有識者等で構成する「まちづくり支援組織」（吉波：プランでは詳細説明なし）から助言をいただけるものとする。〈土地区画整理事業（地権者が設立する組合による、用地買収なしでの開発）による面整備を基本とするが、開発行為（民間事業者による用地買収を基本とする開発）を選択することも考えられる。〉

→プランは〈個別の地区（工区）の地権者と事業アドバイザーが事業の主体となる〉としている。つまり、事業が失敗しても市（市長）は（市民からの批判を回避すべく）責任を取る義務はないとなっているため、地権者は自己責任でリスクある事業を進めなければならない。地権者以外に事業にかかわるのは、「生駒市」「事業アドバイザー」「立地検討企業」「まちづくり支援組織」と多くあるが、これらは口出し・助成をするのみで、「事業範囲」「（開発）実施計画」「事業手法」の決定と事業遂行はすべて、「個別の地区（工区）の地権者（単価計算で、平均1073人÷9=119人）」が行ない、その結果責任は自己責任で負わねばならない（開発が失敗しても責任は、市長個人が負えるはずもなく、議会もそれを市が負うことに反対するだろう）。

→プランは「基本計画」に過ぎず開発を煽（あお）るだけだが、地権者が、「必要ない」「不可能」な開発のための「（開発）実施計画」の策定などできるのだろうか。市からプランの作成を委託されたコンサルでさえも、開発事業のABCである事業手法（「土地区画整理事業と開発行為のいずれでやるか」）を決定することができなかった。ちなみに、昨年（22年）1月から「事業アドバイザー」と「立地（工場等の建設）等検討企業」の募集が始まったが、前者には4社が応募したが、後者の応募はいまだない。前者は口出しだけで済むが、後者は立地も検討しなければならないからである。〈緑と白のモザイク地図〉を見てコンサルさえも途方に暮れた。ましてや企業においておや、である。第2工区開発は、民間企業にとって儲け・投資の検討対象にすらならないのである。

C. 〈骨格道路（幅員18m／高山南北線・高山東西線・高山北廻り線の3つ）を中心に、順次、段階的に整備を進める。〉

→プランは〈まず骨格道路をつくり、そこを中心にして面的整備をしていく〉としている。道路建設はルーティーン（創意工夫が不要な通常のこと）で、基本的に土建行政を推進する国や県は喜んで建設費を出してくれるから簡単にできる。しかし、面的整備は必要もなく不可能だから、開発が強行されれば、結局、見渡す限りの荒野を貫く3本の自動車専用道路を大量の自動車が高速で走り抜ける荒涼たる風景だけが残されることになる。そして、道路用地買収で地権者被害の救済を得た以外の多くの地権者は救済されることはない。

D. 〈下位計画であるマスタープランでとりまとめた考え方を基に、上位計画である国の基本方針や県の建設計画の変更に向け、国や奈良県と協議を進めていく。〉

→下部計画たるプランは、上位計画（ニュータウン建設）に違反しているから、自らに合うように上部計画を変更する、としている。かかる「本末転倒」なプラン（基本計画）に基づく事業の成功は考えられない。

【3】第2工区開発の危険性

(1) ニュータウン開発中止後も、開発案はいくつか作成され、09(H21)年10月に県が作成し市とUR（都市機構）に提示した、大学や研究開発型産業施設を中心とするまちづくり開発案では総事業費が408億円だった。ここから推測すると、第2工区開発は莫大な金額になるが、生駒市は少子高齢化の進行が全国平均よりもはるかに深刻度が高く（下表ご参照）、今後、税収減少と福祉費増大のダブルパンチに見舞われ、また、昨年4月改定の「生駒市公共施設等総合管理計画」によれば、市の公共施設とインフラ施設（道路・橋梁・上下水道施設）の更新費用は、今後40年間で総計2,408億円〈注〉という莫大な額に上ります。そんな中、巨大開発を強行すれば、市の財政破綻は必至です。〈注〉年平均60.2億円。市の一般会計規模は年約390億円。

少子高齢化・生産人口減少の進行度合い（上段は全国平均／下段は生駒市）

↓年齢	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
0-14	100.0	93.7	84.4	75.1	68.0	63.4	59.8
	100.0	95.1	84.5	73.5	66.0	60.7	55.8
15-64	100.0	96.3	91.0	87.2	84.1	79.8	74.5
	100.0	93.5	86.2	81.9	77.7	72.6	66.4
65-	100.0	114.2	131.1	139.4	141.1	142.3	144.6
	100.0	128.6	159.2	172.5	176.7	177.8	179.6
75-	100.0	122.2	141.4	161.0	186.2	194.7	192.0
	100.0	127.1	157.8	205.0	255.7	267.0	260.2

〈4年前のこの表以上に分かりよいものがなかったのでこの表を掲載します。〉

表の見方：①65歳以上75歳未満の人口は、2005年を100とすると、2015年に、全国平均が131.1であるのに対して生駒市は159.2。②20歳から14歳、65歳以上75歳未満の人口は、2005年を100とすると、2035年に、それぞれ、全国平均が59.8、144.6であるのに対して生駒市は55.8、179.6。

(2) 【2】の(1)で見たように、第2工区開発とは、自然（里山）を破壊して、つまり、山を削り谷を埋め緑をなくして、更地を造成し、そこに何らかの人工物・工作物や、それらに人・物を運ぶ自動車専用道路を設置し、その過程で多くの動植物を絶滅させることで、それは里山の持つ力（里山の恵み）を破壊します。

里山の持つ力（里山の恵み）

- ①生物多様性戦略推進機能 生物多様性戦略とは、多様な生物とのつながりの中で生かされている人類の生存持続のため、多様な生物を減少・絶滅させないこと。
- ②食の安全保障機能・・・農林産物の自給自足に寄与すること
- ③環境保全機能・・・CO₂の吸収・固定化による地球温暖化防止／大気浄化／保水／気温調整等に寄与すること
- ④遊び保養学び育ち（レクリエーション、癒し、健康増進、里山学校、里山幼保園等）の場の提供

(3) マスタープラン（開発の基本計画）の危険な内容をみれば分かるように、第2工区開発は、必要性もなく、不可能なものであり、強行すれば失敗に終わり、しかも、そのリスクは地権者が負わねばならない。つまり、開発では地権者被害の救済はできず、むしろ、地権者に苦痛をもたらすことになる。

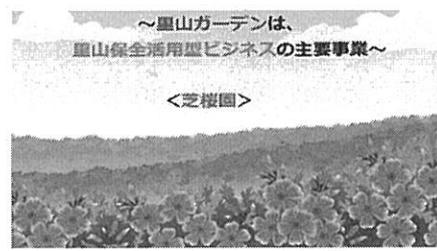
【4】里山保全活用事業の展開を！

- (1) 【3】のような開発の危険性に思いを致すと、第2工区では開発ではなく、地権者被害の解決と里山の保全（自然破壊の防止）の両立を実現し、行政が歓迎する地域経済の自立向上や税収・雇用の増大をもたらす、里山保全活用事業を展開すべきです。これは、地権者・市民・行政の3者にとって喜ばしい、CSV（Creating Shared Value / 共通価値の創造 / 三方よし）の手法をとる事業です。
- (2) 288haの第2工区の一部または全体で事業（ビジネス）を展開して、例えば年5億円強の純利益を上げるだけで、1073人の地権者に1人あたり平均年約50万円の地代を分配することができます。なお、年間15万人が来園する三郷町の「農業公園のどか村」（40ha / 第2工区の約1/7.2）は年間総売上2億8千万円（16年12月期）であり、この数字から単純計算すると、第2工区での年間総売上は、2億8千万円×7.2＝約20億円となります。以上の数字は、開発ではなく保全活用こそ「地権者被害」を解決できることを示しています。

里山保全活用事業（里山保全活用ビジネス）とは

第2工区における「里山資本主義」ともいうべき事業で、地権者から土地を借り、そこで以下のような、里山の持つ力（里山の恵み）を活かした事業をビジネスとして展開し、その収益を借地料として地権者に還元（分配）していくものです。

- (1) 里山遊園事業・・・ジップライン（林間空中飛行）、スカイウォーカー（林間空中歩行）、ツリーイング（木登り・林間空中浮遊等）、ツリーハウス（樹上の家）、親水遊園（ボート遊び等）キャンプ、グランピング、エコツアーなど。
- (2) 都市型農業経営事業・・・従来型農業（農薬・化学肥料・除草剤使用の慣行農業）でなく、有機・自然農法、自然・不耕起栽培で農林産物（コメ・野菜・果樹等）を栽培し、宅配・里の駅・ネット販売等で直販。
- (3) 農業公園事業・・・自然とふれあひながら、農業・園芸・造園等を楽しむ
- (4) 里山の学校事業・・・里山子ども園・里山保育園・里山幼稚園、自然の家・自然学校 など
- (5) 里山ガーデン事業・・・花しょうぶ園・菜の花畑大迷路・れんげの大草原 など
- (6) 里山公園事業・・・里山の生活を楽しむレクリエーションの場を提供
- (7) 里山レストラン・里山カフェ・里山食堂事業・・・都市型農業で栽培された食材を美味しく・楽しく提供
- (8) 牧場事業 (9) 貸し農園・市民農園事業 (10) 温泉事業 (11) 里山の芸術村事業
- (12) 森林活用事業（マツタケ山経営、シイタケ栽培、竹の利活用等） (13) 道の駅・里の駅事業
- (14) その他・・・ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電） など



【5】里山保全活用事業の意義

- (1) この事業は、「人間が大切にすべき大地に根ざす感性と思考」に基づき、IT事業・IT企業の暴走に歯止めをかける事業です。この事業を展開する生駒市は、GAFA（グーグル・アップル・フェイスブック・アマゾン）を生んだシリコンバレーの対極の地として、世界的に注目されるでしょう。
- (2) この事業は、里山の恵み（大きくは地球環境を保全して人類の生存を保障し、身近では私たちが生きる社会の持続可能性をもたらす力）を享受するもので、また、日本国環境省と国連大学が共同提唱し世界的に注目されるSATOYAMA イニシアティブ（※）の実践手法を提供するものです。この事業を展開する生駒市は、世界的な注目自治体に仲間入りすることになります。もちろん、SDGsに反する開発による自然破壊を否定する里山の保全活用はSDGsを推進する最も効果的な事業としても世界的にも注目されることとなります。
 (※) SATOYAMA イニシアティブ：日本の里山保全活用に学んで、世界各地で急速に進む生物多様性の損失に抗し、自然共生社会（※）を実現する取り組みで、日本が世界から期待されている分野の1つ。
 (※) 自然共生社会：人間が、地球に生きるすべての生物と共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会
- (3) この事業は、里山保全活用という社会課題の解決を目的とする事業（ビジネス）であり、利己性に基づく売上げや利益の最大化を目的とする従来のビジネスとは違う野心的挑戦的な未来型ビジネス（利他性に基づき売上げや利益を手段に社会貢献する）です。また、既に述べたように地権者・市民・行政の3者にとって喜ばしいCSVの事業手法であり、みんなを幸せにするという公益資本主義です。もちろん、人々に安全・安心・快適を必ずしももたらさないこれまでの「マネー資本主義」を批判して、里山の恵みを活用することで人々に安全・安心・快適をもたらす「里山資本主義」です。

【6】以上のように、地権者被害を解決し、同時に市民や行政の願いもかなえることで生駒市の未来を切り開いていく道は、開発ではなく、里山保全活用事業の展開であることを提言いたします。